

意見書 1 委員会意見 「1.基礎原案本文に対する意見案」への
委員からのご意見

<目次>

- 1. 「基礎原案本文に対する意見案（作業部会案）031119 版」に関する委員意見 1
- 2. 「意見書第 部 - 1 (案 031029 版)」に関する委員意見 23

1. 「基礎原案本文に対する意見案（作業部会案）031119 版」に関する委員意見

頁	意見	委員名 (敬称略)
1 計画策定・実施		
1.1 計画策定・実施のあり方		
p.1-1 6 行	<p>しかし、京阪神の住民生活の安全と経済的豊かさを目ざすあまり、淀川水系の河川環境は悪化の一途をたどった。<u>そのことは、環境の入り込む余地がない程の水路化した市街河川に端的に現れている。</u></p> <p><理由></p> <p>川として、この 40 年～50 年程の壊れ方の度合いを見れば、ダム以上の強調と注視を促す文章があってもいいのではないのでしょうか。本川では、源流から川口までの連続性の認識が必要とされて来ました。水系として支川についても、それ以上に必要だと考えます。もとを正せば、従来の整備計画の方針の端的な現われであるとともに、人々の暮らしとの距離が遠くなり、その認識にも「危険、汚い、邪魔」といった大きな溝が出来ています。本「整備計画」が、これからの 20～30 年を見据えた保全と修復であるならば、それ以上に人々の「川の暮らしにもとづく馴染み」特に三世代を繋ぐ新たな認識の再生が必要でありましょう。</p>	塚本
p.1-1 19 行	<p><u>生態系、水質、土地利用の規制・誘導、水需要抑制などさまざまな点で議論が重ねられ、流域全体を含む総合的な整備計画に向けて出発しなければならない</u>という河川管理者の判断と決意が、基礎原案の要所において権限を超える分野まで踏み込ませているのである。</p>	西野
p.1-1 24 行	<p>流域社会がそういった新たな認識に呼応して流域の一体的取り組みを実現していくためには、関係省庁、自治体等との連携を<u>住民参画を介しても積極的に展開し、事前に周到な調整を図る必要がある。</u>また、いわゆる「縦割り行政」を打破するための具体策について（、<u>住民参画を介して</u>）も積極的に取り組みを期待したい。</p> <p><コメント></p>	塚本

頁	意見	委員名 (敬称略)
	<p>どちらかに下線部を追加挿入 <理由> 別紙1参照</p>	
1.1.1 対象範囲		
p.1-1 下から 4行	<p>「提言」では、新たな河川整備計画の策定に際しては、「流域住民にとっての河川整備」、「流域自然生態系のなかでの共存可能な河川整備」をつねに意識して取り組む必要があるとした。 <コメント> 表現が不明確</p>	谷田
p.1-2 3行	<p>「提言」ならびに「基礎原案」に示された「新たな河川整備計画の理念」は、指定区間外区間を対象にするばかりのみではなく<u>全く不十分であり</u>、関係省庁・自治体等にも積極的に働きかけるなどして、淀川水系全域に適用することが望まれるようにしなければならない。 <理由> この委員会発足の当初から、この点は強く何度も議論して一致していたところであり、かつ委員会における河川管理者の発言でも言明されているところである。従って委員会としての意見が、「望まれる」程度に留まることは極めて不自然であり、適用を「要求する」ことが絶対に必要である。また、「働きかける」だけに留まるべきではないことをも、追記すべきである。この点は、とくに該当水系の極めて広い部分が、いわゆる直轄区間以外で占められている琵琶湖部会の部会長としても、強く修正を求めたい。 <参考内容> 「意見書」の表記において、「4利水」の部分では、「遺憾とせざるを得ない」(P4・1、L26)、「不備と言わざるを得ない」(P4・2、L13)、「きわめて不十分である」(同、L21)、「積極的姿勢がうかがえない」(同、L23・24)、「説明不足といわざるを得ない」(同、L25)、「そしりを受けかねない」(同、L25)、「著しく説得性に欠ける」(同、L34)などと、妥当かつ適切な用語が使われているのに対して、他の部分では「腰の引けている」かのごとき用語が散見する。とくに、委員会の流れ全体においても、「基礎原案」に対して基本的な疑問が出たのは、この問題と「利水」部分と「事業中のダム」部分とであり、従って、少なくともこの点については、極めて積極的かつ強い意見を表明しなければならない</p>	川那部
p.1-2 6行	<p>また、河川整備計画策定に際しては、つねに「流域住民の安全・安心のための河川整備」、「流域住民から期待され信頼される河川整備」、「流域の生物多様性保全を図りうる自然生態系を重視した河川整備」を十分認識して取り組む必要がある。</p>	倉田
1.2.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携		

頁	意見	委員名 (敬称略)
(1) 情報の共有と公開および意見交換		
p.1-3 7行	<p>河川に関するあらゆる情報や<u>現状把握からの将来像を共有するために</u>、「対話集会」など住民と河川管理者、および住民間における意見交換が行える機会や場を日常的かつ継続的に設けることは、河川整備を進める上での住民との合意形成を図る際にきわめて重要である。</p> <p><理由> 住民を含む、多分野の人が会すれば、まず現状の共有化が基盤となる。</p>	塚本
(2) 住民との連携・協働		
p.1-3 14行	<p>河川管理者が委員会の提言を受けて、<u>現状をもとに</u>、地域固有の情報や知識に精通した個人を河川レンジャー（仮称）に任命し、住民と行政との間に介在させ、文化活動、自然保護活動、河川管理行為支援などを行う制度を新たに設けようとする英断を高く評価するとともに、委員会はこれを支援し、河川管理者とともにこれら住民参加に向けた活動を大切に育成して行きたいと考える。</p> <p><理由> 住民を含む、多分野の人が会すれば、まず現状の共有化が基盤となる。</p>	塚本
p.1-3 15行	<p>河川管理者が委員会の提言を受けて、地域固有の情報や知識に精通した個人を河川レンジャー（仮称）に任命し、住民と行政との間に介在させ、<u>介することの効用も含め</u>、文化活動、自然保護活動、河川管理行為支援などを行う制度を新たに設けようとする英断を高く評価するとともに、委員会はこれを支援し、河川管理者とともにこれら住民参加に向けた活動を大切に育成して行きたいと考える。</p> <p><理由> 河川レンジャーも、その性格から特異な「住民」と見なせば、一つの有効な住民活動である。本計画実施においては、出来る限り、河川管理者と住民参加、参画は直接であればある程、より結果が生まれる。住民参加、参画の窓口を河川レンジャーまたは、河川センターとして、住民活動を集約し、一括または、統括する方向や傾向となるならば、従来の経過や結果から判断しても、また、上記の内容からも、とても受け入れがたい。（別紙1参照）</p>	塚本
p.1-3 22行	<p>『一方、制度として、規則、指針、方針、計画、研修制度や知識、技術、安全確保の手法などにおいて一貫した取り組みも必要であり、この制度が有意義、有効かつ安全に展開できるよう「センター機能を有する組織」を設けることが必要である。』の文をこの項目の最後に移動する。</p>	川端
p.1-3 24行	<p>一方、制度として、規則、指針、方針、計画、研修制度や知識、技術、安全確保の手法などにおいて一貫した取り組みも必要であり、この制度が有意義、有効かつ安全に展開できるよう「センター機能を有する組織」を設けること<u>の検討が必要である。</u></p>	村上

頁	意見	委員名 (敬称略)
	<p><コメント> 必ずしも必要とは思いません</p>	
p.1-3 下から 5行	<p>なお、琵琶湖水系に関しては、河川レンジャーの活動拠点として挙げられているのは「水のめぐみ館」のみであり、湖北、湖西、湖東地域にも必要である。木津川、猪名川流域においても河川レンジャーの検討・試行を進めるべきである。</p> <p><u>住民との連携・協働の推進には、このような新たな制度づくりや人材の育成と併せて、既存の地域組織や社会システムを活かす工夫が必要である。河川管理者には日頃からの住民とのコミュニケーションと協働の構築を求める。</u></p> <p>委員会はこれらの課題について住民参加部会から意見具申しているので参考にされたい。</p>	村上
(3) 関係団体・自治体・他省庁との連携		
p.1-3 最終行	<p>河川整備計画の実施に際しては、次の事項などについて関係団体・自治体や他省庁と十分な情報共有を図り、相互に連携、協働して取り組むことが重要である。<u>これら行政の他分野間の連携においては、生活者の視点で施策を統合化することのできる住民や住民組織の力を積極的に生かすことが肝要である。</u>なお、琵琶湖と主たる流入河川の管理者である滋賀県との連携・協働は積極的かつ強力に進める必要がある。</p>	村上
p.1-4 1行	<p><u>琵琶湖と主たる流入河川の管理者である滋賀県との連携・協働は積極的かつ強力に進める必要がある。</u></p> <p><コメント></p> <p>滋賀県を強調しすぎて、下流府県の責任が明示されていない。下流側河川についても、節水や中水道網の整備などで、需要抑制をはかることは、流域自治体の義務である。</p>	谷田
p.1-4 1行	<p>なお、琵琶湖と主たる流入河川の管理者である滋賀県との連携・協働は<u>有効ともなる住民をも介し、その繋ぎや調整を含め積極的かつ強力に進める必要がある。また住民の自主・自立が本「計画」の実現とともに、成熟に向かうためにも。</u></p> <p><理由></p> <p>河川レンジャーも、その性格から特異な「住民」と見なせば、一つの有効な住民活動である。本計画実施においては、出来る限り、河川管理者と住民参加、参画は直接であればある程、より結果が生まれる。住民参加、参画の窓口を河川レンジャーまたは、河川センターとして、住民活動を集約し、一括または、統括する方向や傾向となるならば、従来の経過や結果から判断しても、また、上記の内容からも、とても受け入れがたい。(別紙1参照)</p>	塚本
p.1-4 7行	<p>河川の横断方向・縦断方向の連続性の回復についての取り組み ・魚類等の遡上・降下を保障するための方策</p>	西野

頁	意見	委員名 (敬称略)
	<ul style="list-style-type: none"> ・湖岸堤、ほ場整備や逆水灌漑の用排水路分離による水生動物の移動経路分断の回復 湖の水陸移行帯の回復についてのとり組み ・内湖の復元 — 水源涵養および土砂流出抑制のための森林の整備 — 水害・土砂災害防止のための取り組み — 流域の土地利用計画（規制を含む）都市計画など関連施策との連携 — 節水、下水処理水の再利用の促進などによる水需要抑制の推進 — 湯水調整・水融通 — 河川敷の自然回復・水面利用の是正 — 外来生物対策 — 環境流量の確保 など。 	
2 環境		
2.1 環境の整備方針		
p.2-1 下から 12行	とくに、河川環境(河川形状、生態系、水質、生態系など)を広域的・統合的に把握し、その情報を様々な側面から分析し、広く地域社会に還元する組織の実現については積極的に取り組むことが求められる。	西野
p.2-1 下から 12行	とくに、河川環境(河川形状、水質、生態系生物群集など)を広域的・統合的に把握し、その情報を様々な側面から分析し、広く地域社会に還元する組織の実現については積極的に取り組むことが求められる。 <コメント> 生態系とは「無機環境と生物群集」の集合。生物群集にかえる	谷田
p.2-1 下から 8行	さらに、わが国の水管理の仕組みが成立してきた歴史的背景を踏まえ、琵琶湖・淀川水系の将来のあり方を追求するに最もふさわしい統合的な流域水管理および河川生物の多様性保全システムの構築をめざした研究・検討を進めていただきたい。	倉田
2.1.1 河川形状		
(1) 横断方向の河川形状		
p.2-1 下から 3行	この問題についての今後の重要課題は、さらなる河床低下を防ぐこと、干陸化している低水路やからのなだらかな高水敷を切り下げて、攪乱の頻度を増やすこと、浅い水域やワンドを再生すること、ゆるやかで複雑な形状の水際線(直線ではなく)をもつ水陸移行帯を「川が川をつくるのを手伝う」という方針で整備していくこと等である。 <コメント> 低水路を切り下げると、干陸化がより進む。 >> 低水路からのなだらかな	谷田
(2) 縦断方向の河川形状		
p.2-2	魚類・甲殻類などの遡上・降下を妨げている。農業用水や発電のために取	倉田

頁	意見	委員名 (敬称略)
16行	<p>水の目的のみでつくられた堰の魚道のほとんどは、その位置や構造に問題があり役立っていないというのが実態である。</p> <p>生物の遡上・降下のみならず上流側に湛水域をつくり、下流側に瀬切れを生じさせる原因となっている。</p> <p>土砂供給が遮断され、河床低下の原因となっている。</p> <p>汽水域の潮止堰をはじめとした下流域の堰が海からの回遊魚、甲殻類等の一時的な移動障害の原因となっている。</p> <p>以上のことを念頭に置いて河川の縦断方向の修復によって生物多様性の保全に取り組むことが重要である。</p>	
p.2-2 16行	<p><u>伏流水の分断や地下水の動態を減少させる。</u></p>	谷田
2.1.2/2.1.3 水位および水量		
p.2-2 18行	<p>水位および水量の管理という視点から考えれば、<u>環境・生態系の保全を新たに一定のレベルで実現しようとするれば、</u>について、従来の河川管理の考え方は、治水・利水ニーズの達成度はそれ以前に比べて減少することを意味する。従来の河川管理の考え方は、<u>この減少分をカバーするためにの目的を優先し、環境・生態系の保全について殆ど考慮することなく、ダムなどの新たな構造物の建造を進めてきた。</u></p>	西野
p.2-2 22行	<p>しかし、「提言」は従来の考え方に大きな転換を求め、<u>環境・生態系の保全・回復を新たに</u>に加え、治水・利水ニーズそのものに従来とは異なった多様な対応方策の導入の必要性を主張し、新たな構造物の建造に依存することなく三者のバランスをどの程度実現できるかについて最優先で詳細に検討することを求めている。</p>	西野
p.2-2 下から 11行	<p>具体的には既存の堰・落差工やダムを廃止を含め最大限に有効に操作することによって、流域全体の水需要、水量、水質、生態系の保全が、様々な条件下でどの程度達成し得るかを明らかにすることを求めているが、「基礎原案」はこの点について明確な方向性を示していない。</p> <p><コメント> p.2-2 3～4行目の記述と一致させるため</p>	川端
p.2-2 下から 10行	<p>具体的には既存の堰やダムを最大限に有効に操作することによって、流域全体の水需要、水量、水質、生態系の保全・回復が、様々な条件下でどの程度達成し得るかを明らかにすることを求めているが、「基礎原案」はこの点について明確な方向性を示していない。</p>	西野
p.2-2 下から 6行	<p>一方、「提言」は、水位の変動をできる限り自然な形に戻すべきとし、とくに琵琶湖の水位については瀬田川洗堰の水位操作のあり方を見直しのための試行を早急に実現することを求めているが、「基礎原案」のこの点に関する積極的な姿勢は評価できる。</p>	西野

頁	意見	委員名 (敬称略)
2.1.4 水質		
p.2-3 9行	こういった課題は住民、事業者、行政が協働して取り組まなければ <u>み実効があがらない</u> をあげていかなばならない。	山本
p.2-3 12行	琵琶湖・淀川流域における環境の危機的状況の中で、河川の水質汚染問題、とりわけダイオキシン類や内分泌攪乱物質(いわゆる環境ホルモン物質)など <u>微量有害化学物質</u> の混入は、自然生態系に多大な影響を及ぼすとともに、水道の原水を河川に頼っている多くの人々の健康・生命への長期的・潜在的影響が懸念されている。	谷田
p.2-3 20行	この点で、「基礎原案」に記されている「統合的な流域水質管理システムの構築」については評価するが、さらに踏み込んで全ての河川環境(河川形状、水質、生態系など)を視野に入れた「統合的な河川環境の <u>保全・管理システム</u> 」の構築をめざして頂きたい。	倉田
2.1.5 土砂		
p.2-3 下から 10行	一方、多数のダムや堰が設置されると、土砂の移動がそこで遮断され、河床低下や海岸侵食が発生するとともに魚類や <u>その他の生物</u> の生息環境を損なっている。ダム湖底の堆積物の存在 <u>嫌気化</u> が生態系にも影響するといった問題が生じているが、現実には具体的対策は行われていない。	谷田
p.2-3 下から 10行	一方、多数のダムや堰が設置されると、土砂の移動がそこで遮断され、河床低下や海岸侵食が発生するとともに魚類の生息環境を損なっている。 <u>またダム湖底の堆積物の存在が水質や生態系にも影響する</u> といった問題が生じているが、現実には具体的対策は行われていない。	西野
p.2-3 下から 9行	一方、多数のダムや堰が設置されると、土砂の移動がそこで遮断され、河床低下や海岸侵食が発生するとともに魚類の生息環境を損なっている。ダム湖底の堆積物の存在が生態系にも影響するといった問題が生じているが、 <u>現実には具体的対策は行われていない。おり、具体的対策が必要である。</u>	山本
2.1.6 生態系		
p.2-4 7行	「基礎原案」に挙げられた個々の事象を個別に保全・回復の対象とすることは重要ではあるが、流域全体の視点でそれらの事業を評価し、流域全体の環境保全・回復に繋げるには、別の <u>新たな取り組み</u> が不可欠である。当面は、目標を実現させるためのプロセスの一段階として、琵琶湖・淀川水系の流域全体の環境に関する情報の集約・公表および事業を中立的立場で評価・検討するため、 <u>学識経験者専門家や住民が参加し、常設的に環境情報を総括、評価、検討、総括する場(センター機能を持った組織)</u> の設立などの仕組みづくりが不可欠である。 <u>またこのような場(組織)が有効に機能するためには、河川環境、生物多様性、生態系に関して専門的な知識をもつ集団が日常的に活動する必要があり、今後の河川整備における環境保全を実現するためにも、国土交通省に生態系、生物多様性の専門家を採用し、養成することをも検討すべきである。</u>	西野

頁	意見	委員名 (敬称略)
p.2-4 17行	これらの情報をもとに、これ以上人が手を加えるべきでない地域や劣化した環境の回復を図る地域等の検討を行うとともに、環境の回復には時間がかかるため、5年または10年といった年限を区切って段階的に達成すべき目標、指標を明確化するし、事業後の評価を行うことが望ましい。	川端
p.2-4 19行	さらに将来的には、流域全体の河川環境の保全・回復に向けたプロセスを「河川の自然再生・保全化計画」として整備計画の中に位置づけることが求められる。	倉田
2.2 環境の具体的な整備内容		
p.2-5 2行	その上で、指定区間外（大臣管理区間）のみにとどまらず、流域の視野で連続かつ時系列的に河川環境の改善、修復、復元、 <u>保全</u> に取り組んでいただきたい。	倉田
(2) 「5.2 河川環境(2)」		
p.2-5 下から 17行	「基礎原案」では、「河川環境の保全・再生の指標を設定することについて、関係機関と連携して検討する」とあり、推進すべきであるが、ただ単に指標を設定するだけでは不十分で、長期的視野で河川環境の <u>回復・保全・回復</u> を目指すための具体的な取り組みを早急に行うべきである。そのためには、2.1.6で述べたように、流域の様々な環境情報を集約、解析し、河川環境の <u>回復・保全・回復</u> の指標を設定し、良好な自然が残されている地域や、環境回復を行う必要がある地域等の区分を行うとともに、環境 <u>回復・保全・回復</u> の手法や技術を積極的に開発する必要がある。 <コメント> 保全・回復 回復・保全（語句の入れ替えをした方が・・・）	倉田
p.2-5 下から 16行	そのためには、2.1.6で述べたようにな場（組織）で、流域の様々な環境情報を集約、解析し、河川環境の保全・回復の指標を設定し、良好な自然が残されている地域や、環境回復を行う必要がある地域等の区分を行うとともに、環境保全・回復の手法や技術を積極的に開発する必要がある。	西野
p.2-5 下から 11行	例えば、種の多様性が <u>自然の豊かさ</u> を示す指標の一つとして <u>考えられる。この指標に関連する項目として、固有種、在来種の数や生息個体数の他に、食物連鎖の上位に位置する魚類、鳥類、ほ乳類の種数や個体数—あるいはこれらの</u> などが挙げられる。また生物の繁殖環境の良好さを表す指標として繁殖に参加した個体数（繁殖ペア数）などが挙げられる。	川端
p.2-5 下から 10行	例えば、種の多様性を示す指標として、固有種、在来種の数や生息個体数の他に、食物連鎖の上位に位置する <u>在来</u> の魚類、鳥類、ほ乳類の種数や個体数、あるいはこれらの生物の繁殖環境の良好さを表す指標として繁殖に参加した個体数（繁殖ペア数）などが挙げられる。	西野
2.2.1 河川形状		
(1)横断方向の河川形状の修復		

頁	意見	委員名 (敬称略)
p.2-6 1行	<コメント> 、 、 の3項目に具体的な改善目標をあげたい。	谷田
p.2-6 5行	「湛水域」:この地域は、淀川大堰の背水区間で、鳥飼大橋の下流では殆んどほとんど流れがない。・・・	山本
p.2-6 6行	「湛水域」:この地域は、淀川大堰の背水区間で、鳥飼大橋の下流では殆んど流れがない。ワンドがまとまって残っているのは、城北ワンド群と庭窪ワンド群の2ヶ所しかないが、ワンド内では流れがほとんどない。	紀平
p.2-6 7行	「湛水域」:この地域は、淀川大堰の背水区間で、鳥飼大橋の下流では殆んど流れがない。ワンドが残っているのは、城北ワンド群と庭窪ワンド群の2ヶ所しかないが、ワンド内では流れがほとんどない。従って、上流から供給されたり、ワンド内で越冬したウォーターレタスやホテイアオイなどの外来植物の繁殖が極めて著しく、それらが水面を覆ってしまうことで日射が遮られ、水質を悪化させている。	有馬
p.2-6 7行	また、ワンドの周囲は深くなり、年間を通して水位変動幅は小さく攪乱もおこらない。最近では夏場に侵入するウォーターレタスが水面を覆い、日射を遮ることにより水質を悪化させている。 <コメント> 意味がよく分かりません。修正すべきと考えますが、無理です。	有馬
p.2-6 14行	「汽水域」:淀川大堰より下流の新淀川は本来汽水域であるが、洪水時以外は淡水が殆んど流されず、放水路と位置づけられている。したがって、平常時の塩分濃度は高く、海の一部の「感潮域」であっても汽水域ではないは非常に塩分濃度の高い汽水域である。また、この区域には十三地区以外に干潟らしい干潟はほとんどない。	紀平
p.2-6 下から 13行	さらに直轄以外の流入河川についても、将来的には、早急に流域全体の視点から横断方向の河川形状の修復を検討することが望まれるしなければならない。 <理由> 前項で挙げたことと同様である。「将来的には」「望まれる」と言うのでは、問題解決は一向に進まないし、従来の委員会の論議から見ても適当ではない。	川那部
p.2-6 下から 12行	さらに直轄以外の流入河川についても、将来的には、流域全体の視点から横断方向の河川形状の修復を検討することが望まれる。猪名川では、たび重なる河川改修による河川形状の直線化が著しく、高水敷のグラウンド、公園等の利用率が65%にも及ぶことから、グラウンド等の移転により高水敷の切り下げを進め、川らしい自然な流況を取り戻す必要がある。一方で、流域に残る農地、用水路との連続性が維持されている区域では、絶滅危惧種がかるうじて生息しており、流域との連続性の維持、生息環境の保全の検討が急がれる。	細川
(2) 縦断方向の河川形状の修復		
p.2-6	個々の堰・落差工について撤去や統廃合が不適當であると判断され、魚道の	谷田

頁	意見	委員名 (敬称略)
下から 10行	新規設置や改修を検討する場合には、これまでのアユを対象にしてきた魚道から、多様な魚種、甲殻類が遡上・降下できるように構造改善をすることが重要であり、この分野の新しい知見の収集をも含め、経費・予測効果・工法等について十分な検討が必要である。	
p.2-7 2行	<p>「基礎原案」に示された実施・検討の区分は概ね妥当と考えられ、今後さらに本川に流入する支川や水路との連続性を回復し、多様な生息環境を確保すべきで<u>することは必須条件</u>ある。例えば、琵琶湖については、「基礎原案」で検討中の野洲川の落差工だけではなく、流入する河川にさかのぼって水系全体で考えることが必要である。</p> <p>また、既設の堤高の高いダム（ハイダム）における魚類等の遡上・降下の回復については、莫大な経費を要する割には、効果について疑問があり、まず有効な代替案の検討を優先すべきである。魚道実現の検討においては、<u>青野ダム（兵庫県武庫川水系）のような先行事例の効果を十分検証するなど、判断のための情報の集積と検討が必要である。</u>しかし、既に国土交通省・農林水産省の特別研究班によっても格段に有効な魚道型も複数開発されており、<u>河川毎の特性を踏まえた方式を採用し、有効な魚道設置を急がねば、平成9年の河川法改訂の主旨に沿った河川改修を果たしえないことになる。</u></p> <p>(注)魚道は淀川水系のアキレス腱というべきで、有効な魚道形式も幾つか開発済みで、早く取り組むべきで、京都府内の河川の魚道は全部だめで歯ざしりしております。</p>	倉田
p.2-7 4行	<p>「基礎原案」に示された実施・検討の区分は概ね妥当と考えられ、今後さらに本川に流入する支川や水路との連続性を回復し、多様な生息環境を確保すべきである。例えば、琵琶湖については、「基礎原案」で検討中の野洲川の落差工だけではなく、流入する河川にさかのぼって水系全体で考えることが必要である。<u>猪名川においては、短い区間に魚道のない農業用取水堰が多く存在する。これらのなかには、近年の都市化により必要度の乏しいものもあると考えられる。魚道の設置にこだわらず、撤去や、堰によらない取水設備の可能性も含め検討すべきである。</u></p>	細川
p.2-7 8行	魚道実現の検討においては、青野ダム（兵庫県武庫川水系）のような先行事例の <u>費用と効果を十分検証するなど、判断のための情報の集積と検討が必要である。</u>	谷田
(3) 湖と河川や陸域との連続性の確保と修復		
p.2-7 11行	琵琶湖における水陸移行帯の <u>再生・保全・再生</u> を図るため、湖と河川や陸域との連続性の確保と修復については早急に推進すべきである。	倉田
p.2-7 11行	琵琶湖における水陸移行帯の <u>保全・再生回復</u> を図るため、湖と河川や陸域との連続性の確保と修復については早急に推進すべきである。	西野
p.2-7	例えば、湖西地区北部で行われている水田と琵琶湖との連続性の確保・再生回	西野

頁	意見	委員名 (敬称略)
下から 12行	復を模索する事業、葉山川河口部における湖岸の再生事業等も参考あるいは連携・支援の対象としていただきたい。	
2.2.2 水位		
(1) 淀川大堰における水位操作の試行		
p.2-8 3行	春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質を改善するため、低い水位を維持すると流れを生じさせることが必要である。出水時の変動に応じた水位操作については既に2年間試行されているが、本格的なこれまでの成果と反省点を明確にし、継続的に実施を行うべきである。	紀平
(2) 瀬田川洗堰における水位操作の検討		
p.2-8 12行	<p>現行の瀬田川洗堰の水位操作が琵琶湖の生物の生息・生育環境に及ぼす影響は深刻であり、その意味でも自然的な季節変動を基礎において、水位操作の見直しを行うことが不可欠である。</p> <p><理由></p> <p>世界有数の古代湖であり、そもそも自然の湖である琵琶湖を、人工湖と同様であるかのごとくダム的に水位操作していることが、本来誤りであることは、琵琶湖部会ではもちろん委員会でも大きく論じられてきたところである。従って、少なくともその「自然的な季節変動を基礎に置く」ことを明示する必要がある。なお、「その意味でも」の言葉は、その内容が不明確である。</p> <p><参考内容></p> <p>なお、L30にある「できるだけ琵琶湖の水位変動を自然に近づけられるよう」との文節のみで、上記のことを表現するのには無理がある。また、上記の修正をしても、この部分は他の構造物との関連においていっそう近づけようとの趣旨として、削らずにこのまま置いておくべきである。</p>	川那部
p.2-8 18行	また、水位操作の試行にあたっては、より検証効果が高いと考えられる計画に基づいて行うべきで、具体的試行のあり方について専門家の意見も取り入れ、慎重に検討を行うとともに、魚類だけでなく、それ以外の生物や水質、底質等様々なパラメータ環境要素に与える影響を検討する必要がある。また試行によって様々な社会的影響が生じると予測されるので、試行に関する情報を事前に公開すべきである。	谷田
(3) 琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策の検討		
p.2-8 22行	大戸川ダムについては、水位低下への抑制効果は認められるものの、それが琵琶湖の自然環境にどの程度の改善をもたらすかが不明であり、有効性を判断できない。	谷田
2.2.3 水量		
(1) ダム・堰の降雨量に応じた弾力的放流の検討と試験操作		
p.2-9 7行	前者を克服するためには、中規模以上の洪水時に上乘せ放流する等の、少なくとも年に数回程度は冠水し攪乱が生じるような放流の工夫が重要である。	紀平

頁	意見	委員名 (敬称略)
(2) 河川環境上必要な水量の検討と必要な諸調査の実施		
p.2-9 11行	淀川大堰からの放流は洪水時以外では魚道に限定されているため、普段は汽水域としての機能はほとんど見られない。 <コメント> 汽水域と定義しているのに、汽水域の機能がないとの記述は矛盾塩分濃度の緩やかな勾配を伴う汽水域か??	谷田
2.2.4 水質		
(1) 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討		
p.2-9 下から 9行	さらに将来的には水質保全に <u>関係する生態系機能</u> だけでなく、 <u>生態系広く生物多様性全体や景観等</u> を含めた環境保全、回復を目指した協議会に発展させていく方向で検討していただきたい す べきである。 <理由> 水質保全に生態系機能を関与させなければならないことは、現在の世界的な常識であり、従って、今ではなく将来的に生態系を考えるなどということは、ほとんど意味をなさない。また、広い環境保全のための管理協議会も、出来るだけ早く検討すべきである。	川那部
(2) 琵琶湖の水質保全対策		
p.2-10 3行	また水質保全の観点から、 <u>丹生ダム等のダムが琵琶湖の水質に与える影響を</u> 様々な視点から検討すべきである。 <コメント> 丹生ダムの存在を前提にする必要はない。	谷田
(4) 河川の水質保全対策		
p.2-10 下から 13行	これが単なる <u>アドバリューン</u> 文言ではなく「 <u>実践</u> 」で示されることを切望する。 <コメント> できるだけ外来語はさける。	谷田
2.2.6 生態系		
(1) 淀川水系における良好な生物の生息・生育環境の保全・再生		
p.2-10 下から 3行	(1) 淀川水系における良好な生物の生息・生育環境の <u>再生・保全・再生</u>	倉田
p.2-10 下から 2行	<u>全淀川水系全体、河川全体での生態系全体を視野に入れた対象とした環境の保全・回復に関する記述についてのための事業</u> は、本項で検討されるべき内容であるが、「 <u>基礎原案</u> 」のどこにも扱われていない。	西野
p.2-10 下から 2行	淀川水系全体、河川全体での生態系全体を対象とした環境の <u>回復・保全・回復</u> に関する記述については、・・・	倉田
p.2-11	特に琵琶湖については、瀬田川洗堰における水位の試験操作の実施および水位	西野

頁	意見	委員名 (敬称略)
3行	操作の検討に限定されており、琵琶湖の生態系全体を対象とした環境保全、回復に関する検討の枠組みを「基礎原案」に記述することが不可欠である。	
p.2-11 5行	生態系を回復するための事業を実施する地域としては、様々な環境情報に基づき、環境回復を行う必要があると客観的に判断された地域に限定すべきで、良好な自然が残されている地域の自然を破壊してまで行うべきではない。	西野
p.2-11 6行	生態系を回復する事業を実施する地域としては、様々な環境情報に基づき、環境回復を行う必要があると客観的に判断された地域に限定すべきで、 <u>当然ながら</u> 良好な自然が残されている地域の自然を破壊してまで行うべきではない。	谷田
1) 生息・生育環境の保全・再生の実施		
p.2-11 9行	1) 生息・生育環境の <u>再生・保全・再生の実施</u>	倉田
p.2-11 13行	「基礎原案」で示された事業は概ね適切であるが、桂川流域を対象とした具体的な整備内容事業が特に予定されていない。桂川においては、外来種対策などは緊急に対策を講ずる必要があるところからも、生態系の保全再生の調査と企画は、全流域において恒常的になさなければならない。	谷田
p.2-11 14行	桂川においては、外来種対策などは緊急に対策を講ずる必要があるところからも、生態系の保全再生回復のための調査は、全流域において恒常的になさなければならない。	西野
p.2-11 16行	猪名川に関しては、 <u>検討内容は概ね妥当である。ただし、優占化して在来種の生息を阻害する帰化植物繁茂が激しいため、在来河川敷植生の保全と回復の対策は早急に検討し、実施する必要がある。また、生息環境の保全の急がれる絶滅危惧種の情報収集をさらに進め、検討に加えるべきである。多様な生物の生息・生育環境の保全・回復のためには、流域全体の「水域ネットワーク」の整備が必要である。</u> 水陸移行帯および水路、水田、ため池と連続していた横断方向の「水域ネットワーク」を回復するためには河川管理者は関係省庁や自治体との連携を進める必要がある。 <コメント> 猪名川では実施の項目はないので、この部分は、次項「2) 生息・生育環境の保全と再生の検討」へ入れるべきです。	細川
p.2-11 22行	イタセンパラの生息環境を保全（木津川中下流部）	紀平
2) 生息・生育環境の保全と再生の検討		
p.2-11 24行	2) 生息・生育環境の <u>再生と保全と再生の検討</u>	倉田
p.2-11 下から	「淀川大堰において、春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質を改善するため、低い水位を維持するとともに、出水時の変動に応じた水位操作を試行	紀平

頁	意見	委員名 (敬称略)
8行	する」事業については、 <u>出水時の変動に応じた</u> の水位操作は既に2年間試行されており、 <u>本格的なその成果と反省点を明確にし、継続的に実施を行うべきである。</u>	
p.2-11 下から 7行	「淀川大堰において、春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質を改善するため、低い水位を維持するとともに、出水時の変動に応じた水位操作を試行する」事業については、出水時の変動に応じた水位操作は既に2年間試行されており、 <u>本格的な実施を行うべきである。今後、琵琶湖流域についても、順次検討、実施していく必要がある。</u>	西野
(2) 淀川水系における生物の生息・生育環境を脅かす外来種の対策を推進		
p.2-11 下から 4行	淀川水系の全ての水域に侵入・繁殖し在来生物にとって大きな脅威になっているオオクチバス、 <u>コクチバス、ブルーギル等の対策については、早期に法制化して関係機関等と緊密な連携を行い、繁殖・放流などによる蔓延を強力に防ぐ必要がある。</u> (注) コクチバスが抜けていると指摘されると困る・・・	倉田
p.2-11 最終行	(最終行に追加) <u>外来植物については、セイバンモロコシやタチスズメノヒエなどの猛繁殖や、僅かに残る水辺移行帯へのシナダレスズメガヤの侵入・繁殖は目に余るものがある。</u> <u>斜面緑化の手法の改善等のほか川本来の植生を維持・拡大するなど早急な対策が必要である。</u>	有馬
2.2.7 景観		
(1) 周辺景観との調和に関する検討と指導・助言		
p.2-12 5行	また、河川は自然の回廊であり生物が往来するための大切な経路であることから、いわゆるランドマークとしての高木や、 <u>休息場所、隠れ家になる河畔林や樹林帯の保護が必要である。</u> <コメント> 河道内には不要であり、溪畔林に成立するべきもの	谷田
p.2-12 9行	同時に、河川のもつ多様で優れた機能のひとつである大気の冷却機能気候(温度と湿度)変動の緩和や大気循環(河川における風通し)の回廊を考えると、 <u>河川からの風通しを確保することによる都市のヒートアイランド現象の緩和効果についても沿川の高層建造物の配置については十分な配慮が必要であり、自治体や関係機関に対する指導・助言が必要である。</u>	谷田
(2) 既設ダムの法面の裸地対策		
p.2-12 17行	もし実施するとしても外来種を用いない配慮が必要である <u>用いてはならない。</u>	谷田
(3) 樹林帯等の保全		
p.2-12	近年、淀川流域全域にわたって、 <u>外来植物アレチウリクズやヤブガラシなど</u>	有馬

頁	意見	委員名 (敬称略)
20行	<u>る植物の蔓延が激しく、河川の景観を豊かなものにして</u> いる河畔林や樹林帯に悪影響を及ぼす恐れがある <u>している</u> 。	
p.2-12 22行	天竜川上流河川事務所などでは早くから地域住民と <u>パートナーシップの連携</u> で駆除に取り組んでいる。	谷田
2.2.8 生物の生息・生育に配慮した工事の施工		
(1) 生物に配慮した護岸工法の採用		
p.2-12 下から 6行	堤防は生物の生育・生息に適した形態の緩傾斜護岸を採用することを基本とし、低水護岸は他に方法がなくどうしても必要な場合にのみ施工することを原則として、「川が川をつくる」原点に戻って水陸移行帯、とくに長い区間連続した変化に富む浅い水辺の再生に努めることが、 <u>河川の横断方向の連続性を回復するための最も重要なポイントである</u> 。また湿地帯の保全、回復にあたっては、地下水脈を分断しないよう、また地下水位の維持について十分配慮する必要がある。	西野
p.2-12 下から 5行	また湿地帯の <u>回復、保全、回復</u> にあたっては、・・・	倉田
p.2-12 最終行	なお、 <u>施工にあたっては、環境に配慮して行われなければならないことはい</u> うまでもない。	西野
3 治水・防災		
3.1 治水・防災の整備の方針		
3.1.1 洪水		
(2) 浸水被害の軽減		
1) 狭窄部上流の浸水被害の解消		
p.3-3 10行	「基礎原案」では、「 <u>狭窄部の開削は当面できない</u> 」ことを根拠として、 <u>既往最大洪水規模の洪水を計画高水と基準</u> にしているが、適切な選択として評価したい。ただし、これまでの「 <u>確率洪水</u> 」を対象とした計画に比べて、治水安全度を切り下げたかの誤解を与える恐れがある。 <u>あえて「確率洪水」を採用しなかった理由を明示することが望ましい</u> 。 <修正の理由> 031119版は、河川管理者側が考えるべきことに踏込みすぎているのではないか？ 「基礎原案」では「基本高水」とか「計画高水」という言葉は、書かれていない。 後半については、少なくとも猪名川においては逆に、過度の治水安全度を求める形になっている。(4000年確率)	畚野
2) 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減		
p.3-3	琵琶湖沿岸における浸水被害の軽減は地元住民の歴史的悲願であるが、土地	山本

頁	意見	委員名 (敬称略)
下から 2行	利用誘導のみならず、建物の移転・耐水化などの多様な流域対応とポンプ排水や遊水地などの河川対応については地元でも努力するべきである。これを適切に支援することが求められる	
3.2 治水・防災の具体的な整備内容		
3.2.1 洪水		
(1) 破堤による被害の回避・軽減		
1)流域対応		
自分で守る（情報伝達・避難体制の整備）		
p.3-5 下から 12行	「自分で守る」は「住民が主役」で住民それぞれも自己責任があることを意味しており、これまで曖昧にされてきた住民の責任と義務を明確にした意義が大きい。	山本
5 利用		
5.1 利用の整備の方針		
p.5-1 17行	今後は既設の施設利用についても河川環境や生物多様性の保全を図りうる生態系に悪影響を及ぼすものは、厳に利用制限するべきであり、これは、直轄管理区間だけでなく、水系の全区域で自治体との協議・連携が必要である。	倉田
5.1.2 河川敷		
p.5-1 下から 2行	とくに淀川本川や猪名川においてこれらの用途の利用が著しく、河川敷は自由使用とはいえ一部利用者の排他的利用すら見受けられる。	細川
5.1.4 漁業		
p.5-2 下から 8行	内水面漁業者も、アユなど経済魚種のみを対象とするこれまでの考え方から、当該河川の本래の多様な魚類・甲殻類・貝類などの生態系保全・生物多様性維持の視点に立って、持続的な漁業を目指すべきである。	倉田
5.2 利用の整備内容		
5.2.1 水面		
(4) 環境教育の推進など		
p.5-3 下から 16行	水面、河川敷を含め河川の全域を環境教育や体験活動の場とし、「川という自然」を正しく認識・理解し、川での体験を重視した教育を、「今後の望ましい河川利用のあり方」、「川でなければ出来ない利用」として広く流域社会に普及し、とくに、「健全な青少年」を育成するための場の重要な取り組みとして位置づけたい。このため学校との連携、学識経験者の協力、河川レンジャー（仮称）の活動等にもより内容を充実しつつ、具体的な成果を上げることを期待する。 <理由> 河川レンジャーも、その性格から特異な「住民」と見なせば、一つの有効な住民活動である。本計画実施においては、出来る限り、河川管理者と住民参加、	塚本

頁	意見	委員名 (敬称略)
	<p>参画は直接であればある程、より結果が生まれる。住民参加、参画の窓口を河川レンジャーまたは、河川センターとして、住民活動を集約し、一括または、統括する方向や傾向となるならば、従来の経過や結果から判断しても、また、上記の内容からも、とても受け入れがたい。(別紙1参照)</p>	
p.5-3 下から 15行	<p>このため学校との連携、学識経験者の協力、河川レンジャー(仮称)の活動および十分な科学的知見に基づいたソフト作り等により内容を充実しつつ、具体的な成果を上げることが期待する。</p>	西野
5.2.3 舟運		
淀川大堰の閘門設置		
p.5-4 下から 7行	<p>すでに「淀川舟運研究会」、「淀川大堰閘門検討委員会」が設立され検討が行われているが、より徹底した情報公開、「淀川環境委員会」との情報交換、環境保全に係わる学識者や<u>流域住民・NPO</u>関係者の参加による総合的な検討を行う必要がある。</p> <p><理由></p> <p>河川レンジャーも、その性格から特異な「住民」と見なせば、一つの有効な住民活動である。本計画実施においては、出来る限り、河川管理者と住民参加、参画は直接であればある程、より結果が生まれる。住民参加、参画の窓口を河川レンジャーまたは、河川センターとして、住民活動を集約し、一括または、統括する方向や傾向となるならば、従来の経過や結果から判断しても、また、上記の内容からも、とても受け入れがたい。(別紙1参照)</p>	塚本
船舶の航行が河川環境に与える影響		
p.5-5 8行	<p>すでに「淀川舟運研究会」、「淀川大堰閘門検討委員会」が設立され、舟運復活に関して種々の検討が行われているが、その委員には地域・産業振興分野の組織代表や自治体関係者のみで環境保全に関わる学識経験者や<u>流域住民・団体</u>などに開かれていないのは問題である。</p> <p><理由></p> <p>河川レンジャーも、その性格から特異な「住民」と見なせば、一つの有効な住民活動である。本計画実施においては、出来る限り、河川管理者と住民参加、参画は直接であればある程、より結果が生まれる。住民参加、参画の窓口を河川レンジャーまたは、河川センターとして、住民活動を集約し、一括または、統括する方向や傾向となるならば、従来の経過や結果から判断しても、また、上記の内容からも、とても受け入れがたい。(別紙1参照)</p>	塚本
5.2.4 漁業		
p.5-5 下から 5行	<p>とくに、琵琶湖における漁業者は、伝統的知識・技術に依拠しつつ湖内の状況を日常的に見守っている存在であること、適切な漁業は<u>河川・湖沼およびその生態系の保全に寄与することを念頭に置き、地域・流域住民、自治体と連携しつつその持続に配慮することが重要であるが、漁業者に対して節度ある施業を</u></p>	塚本

頁	意見	委員名 (敬称略)
	<p>行うようへの助言・指導するも視野に入れておく必要がある。</p> <p><理由></p> <p>暮らしをもとにした24時間の付き合いによる実態の把握がある。</p> <p>河川レンジャーも、その性格から特異な「住民」と見なせば、一つの有効な住民活動である。本計画実施においては、出来る限り、河川管理者と住民参加、参画は直接であればある程、より結果が生まれる。住民参加、参画の窓口を河川レンジャーまたは、河川センターとして、住民活動を集約し、一括または、統括する方向や傾向となるならば、従来の経過や結果から判断しても、また、上記の内容からも、とても受け入れがたい。(別紙1参照)</p>	
p.5-5 下から 2行	<p>なお、琵琶湖の湖棚部(湖岸から水深10数m程度までの湖棚)には大量のヘドロが堆積し、琵琶湖の生態系に重大な障害となっている。これを除去する必要がある。</p> <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なお～障害となっている」まで、削除あるいは「環境」に位置づけ。または、「琵琶湖の生態系」「琵琶湖の漁業」に修正。(コメント：私は充分にその事実を認識していないので、事実に合わせて適切に記述してください) ・「これを除去する必要がある」を削除あるいは「状況の改善と原因の解消を進める必要がある」に修正。(コメント：人工的なヘドロ浚渫のマッチポンプ状況(霞ヶ浦で起こっている)を招きかねない記述だと思いました) 	村上
p.5-5 最終行	<p>なお、琵琶湖の湖棚部(湖岸から水深10数m程度までの湖棚)には大量のヘドロが堆積し、琵琶湖の生態系に重大な障害となっている。これを除去することは緊急に必要な<u>である</u>。</p>	倉田
p.5-5 最終行	<p>なお、琵琶湖の湖棚部(湖岸から水深10数m程度までの湖棚)には大量のヘドロが堆積し、琵琶湖の生態系に重大な障害となっている。そ<u>これを除去適切に解決する必要がある</u>。</p> <p><理由></p> <p>安易な「除去」が問題を起こす可能性があるかどうかなど、検討が必要なのではあるまいか。出し平ダムについて巷間に言われているようなことが起る可能性は、完全に否定できるのかどうか、寡聞にして知らない。仮に書くとしても、「適切な解決」などとの表現の方が良いのではないか。但し当件については、積極的な根拠を持っているわけではないので、この修正に固執するものではない。</p>	川那部
7 ダム		
7.1 ダムの整備の方針		
7.1.1 ダム計画の方針		
p.7-2 16行	<p>第7は「環境」である。自然環境を復元・保全・復元することが人類の生存を持続させる唯一の道であるとの観点から、環境問題を考える必要がある。</p>	倉田

頁	意見	委員名 (敬称略)
p.7-2 16行	第7は「環境」である。自然環境を保全・復元回復することが人類の生存を持続させる唯一の道であるとの観点から、環境問題を考える必要がある。	西野
p.7-2 16行	第7は「環境」である。自然環境を保全・復元することが人類の生存を持続させる唯一の道であるとの観点から、環境問題を考える必要がある。 <u>ダム</u> の建設が上下流に及ぼす影響は大変大きく長期的である。全ての起こり得る可能性に対して予防原則をもってあたらねばならない。 <コメント> 他によい文言があれば適当なものにして下さい。やや環境ファシズム的だと見受けます)	村上
p.7-2 19行	「基礎原案」で有効としているダム事業についても、これらの事項を考慮した抜本的な見直しが必要である。 <u>ただし、ダム事業の多くは各地方自治体の地域振興施策に位置づけられており、また、現在までに多くの人々の精神的な労苦を伴って進められてきた事業であるため、計画の変更・中止の際は地域社会に混乱と荒廃を生じさせないよう、河川管理者は新たな地域のビジョンづくりに責任を持って臨む必要がある。</u>	村上
7.2.2 各ダムの調査検討内容		
(3) 川上ダム		
p.7-6 17行	最後の段落 なお、川上ダムの環境面への悪影響は重大である。 <u>ダムの貯水域は多様な生物が生息・生育する豊かな自然環境に恵まれており、オオサンショウウオの保護増殖が実施されるなど、環境を考慮しようという姿勢が見られるものの、オオタカやオオサンショウウオを含む生態系全体の保全が必要である。</u> <コメント> 「ダムの貯水域は多様な生物が生息・生育する豊かな自然環境に恵まれており」を「 <u>ダムの貯水域には多様な生物が生息・生育しており</u> 」もしくは「 <u>ダムの集水域は多様な生物が生息・生育する豊かな自然環境に恵まれており</u> 」と変更。 <理由> オオサンショウウオの生息数は貯水域に多いと考えられる。そのため貯水域には豊かな自然環境が残っていると、私自身そう想像していた。しかし、現実には貯水域は伐採がすすみ、またとくにオオサンショウウオの発見が多い川上川側は中部電力の取水による減水が激しい。このような貯水域を豊かな自然環境に恵まれているとは言い難いと思う。	原田
(4) 丹生ダム		
p.7-6 下から 10行	さらに、琵琶湖の自然環境の一部を改善するために丹生ダムによる環境への悪影響が許されるかという目的への疑問についても説明する必要がある。	西野

頁	意見	委員名 (敬称略)
p.7-7 8行	ダム周辺における自然環境への影響のほか、琵琶湖にとって重要な低温の融雪水の補給状況の変化や、ダム湖の水質悪化や水温変化、琵琶湖の生態系への不可逆的影響などについて、最新の科学的知見も取り入れ、 <u>専門的な視点で慎重に検討する必要がある。</u>	西野
p.7-7 10行	<p>なお、高時川は天井川であり、激甚な被害が発生する可能性が高いにもかかわらず、<u>丹生ダムの建設を前提として、高時川河川敷の樹木が放置されるが樹林化するなど、河川管理面に問題が生じている</u>うえ、ダム建設をめぐる社会的混乱が生じており、早急に調査・検討の結果を示す必要がある。</p> <p><コメント> 原因は地域社会の構造変化にある</p>	村上
9 住民参加		
p.9-1 10行	<p>その際、行政と住民の間に介在してコーディネートする主体（<u>例えば、河川レンジャー（仮称）や地域・流域活動住民のリーダーなど</u>）の役割も期待される」としている。</p> <p><理由> 河川レンジャーも、その性格から特異な「住民」と見なせば、一つの有効な住民活動である。本計画実施においては、出来る限り、河川管理者と住民参加、参画は直接であればある程、より結果が生まれる。住民参加、参画の窓口を河川レンジャーまたは、河川センターとして、住民活動を集約し、一括または、統括する方向や傾向となるならば、従来の経過や結果から判断しても、また、上記の内容からも、とても受け入れがたい。（別紙1参照</p>	塚本

(別紙1)

住民参加の内容と意見(削除、追加、挿入)ヶ所の理由

「整備計画」策定に向けての委員会の「提言」および「意見」における、治水、利水、そして比較的新しい環境分野でもまたそれぞれの背景となる工学(防災)、社会(行政)、生態、法律など学問的にも体系化され、その基本と基礎は確立されている。しかし、「住民参加」については、また新しい本「整備計画」に対応する住民参加においては、その臨床的なものも含め、未知・未踏の分野であると言っても過言でない。

また、委員会全体での住民または、流域における住民の現状や、その実態に関する議論および審議は、ほとんどなされていない。従って、委員の住民に対する現状の共有化がない。

今後の「整備計画」実施の過程での、参加にともなう住民が河川管理者との関係を中心とした場合、地域住民相互および流域住民活動を通じての連携・ネットとともに、その繋ぎや調整は「整備計画」の実現に向けて、必要で重要な役割をなす。そして他省庁、自治体、専門分野など多分野との関係は、複合的となり、また相対的にも流動的である。そしてまた住民参加、参画は、「無関心」から積極的な活動まで幅広く、多様である。これらの様々な具体は「整備計画」実施とともに、試行錯誤の体験と経験から学び取ることによって、順次明らかになる。従って、各委員も、一住民としても現場への直接、間接的な参加の経験を通して、住民の住民参加の実態を把握していくことになる。実施の責任者でもある河川管理者においては、「計画」実行の過程で、その実態を把握することとなる。また、「計画」実現に向けての河川管理者各人の切実さの度合いの姿勢にもよるが、次第に住民との役割分担の必要と有効なことを経験し、住民との信頼関係構築での人材、住民リーダー(その見識、それ以上の品格をもとにした)の捉え方とともに、そのグループ、団体、組織などとの関係づくりの選び方を、そして(必ずしも数でない、質から数の広がりをもって)住民参加の重要性を知るようになる。そこでの適切な洞察と判断力は、多様で変動をとともなうものへの自在性のある、しなやかな対応と方策で実行、推進がなされるだろう。そして呼応する住民参加もまた、相互関係、作用として同じ状況となり得る。行政と住民が織りなすこの状況の生まれることこそ、重要な意味を持つことになる。

このように、「整備計画」実施過では、河川管理者と住民参加、参画での多様な取り組みが、可能な限り直接に行われ、そこでの協働、連携の関係が生まれることが、「計画」実現に向けての重要な基盤となる。

以上のことから「河川レンジャー」(多くの委員は、「その役割や内容がよく解らない」であり、また管理者の説明や質疑、そして検討、協議をしていない)についても、現時点で確かにできるものとしては、情報の提供の管理、河川の美化活動、計測的な河川の状態の観察・モニタリング、体験学習の場づくりや案内・提供、それらのモデル化の提供などがある。そして試行

的に進めることは有効であろう。しかし、河川管理者と住民を繋ぐ有効な役割の場、担い手としての要所、機関としては、その内容の具体は、「計画」実施の過程の中から表れ、順次確定できる内容と性格のものであり、その時点で、それぞれよく検討しながらつくり上げていくものであろう。従って、先行して形や内容を埋め込むように決めては、これからの河川管理者の様々な試行的自由度や、多様な住民参加の取り組みに対する自由度を狭める結果となり、避けなければならない。

また、本「計画」の実現に向けては、その過程での多様な取り組みでの住民参加、参画は、暮らしをもとにした現状の認識の共有とともに、流域再生による安心と安全の末長く生きられる、継続・継承の場づくりであり、また住民の自主、自立の成熟の大きなテーマでもある。

参考資料として

- ・住民参加部会意見（案）(031023 版) への
追加、修正、削除及び参考意見による意見（031026FAX）

- ・住民参加部会意見（案）(031107 版) への
1.追加、修正、削除及び2.参考意見による意見
（第5回住民参加部会検討会 H15.11.11 資料2 - 2）

2. 「意見書第 部 - 1 (案 031029 版)」に関する委員意見

頁	意見	委員名 (敬称略)
1	河川整備計画策定・推進	
1.2	情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携	
	(1)情報の共有と公開および意見交換	
p.1 15行	<p>河川に関するあらゆる情報や将来像を多様な人々が共有するためには、<u>これから</u>の河川整備の方針や目標を明らかにした上で、<u>行政と住民、住民と住民同士のコミュニケーションを重ねていくことが重要である。その手法として、「対話集会」など住民と河川管理者、および住民間における意見交換が行えるような機会や「場」を日常的かつ継続的に設けることは、河川整備を進める上での住民との合意形成を図るためにきわめて重要であるも有効である。</u></p> <p><理由> 手法が目的なのではなく、協働型河川管理に向けた(1)ビジョンの共有と(2)コミュニケーションの積み重ねが重要であることを強調するのが妥当。</p>	村上
p.1 21行	<p>(2.3)住民との連携・協働 (3.2)住民、関係団体、自治体、他省庁との連携課題 順序と標題を変更</p>	村上
	(2)住民との連携・協働	
p.1 24行	<p>(2.3)住民との連携・協働 河川管理者が委員会の提言を受けて、地域固有の情報や知識に精通した個人を河川レンジャー(仮称)に任命し、行政と住民の間に介在させ、文化活動、自然保護活動、河川管理行為支援などを行う制度を新たに設けようとする英断を高く評価するとともに、<u>委員会はこれを支援し、河川管理者とともに大切に育成して行きたいと考える。</u></p> <p><u>しかし、そのような人材をどのように育成するか、またどのような制度として運用するか等に関して、課題は山積している。</u></p> <p><u>当面、河川レンジャーは、河川に関わる活動をしている個人や団体・組織の情報を整備して相互連携を促す施策として位置付け、将来的にはその情報を元に、河川管理業務の委託を行っていく体制へと移行することが現実的な方策である</u> <u>と考える。</u></p> <p><u>また、河川レンジャーに関する情報の収集や発信、河川レンジャーの能力向上のための研修等を行う場として、「情報センター機能を有する機関」の設置検討を求める。</u></p>	村上
p.1 25行	<p>河川管理者が委員会の提言を受けて、地域固有の情報や知識に精通した個人を河川レンジャー(仮称)に任命し、行政と住民の間に介在させ、文化活動、自然保護活動、河川管理行為支援などを行う制度を新たに設けようとする英断を高く評価するとともに、委員会はこれを支援し、河川管理者とともに<u>夫</u></p>	倉田

頁	意見	委員名 (敬称略)
	効をあげようよう育成して行きたいと考える。(下線部修正)	
p.1 25行	<p>河川管理者が委員会の提言を受けて、地域固有の情報や知識に精通した個人を河川レンジャー（仮称）に任命し、行政と住民の間に介在させ、文化活動、自然保護活動、河川管理行為支援などを行う制度を新たに設けようとする英断を高く評価するとともに、委員会はこれを支援し、河川管理者とともに大切に育成して行きたいと考える。<u>地域の既存の組織等を通じた住民との連携・協働についても河川レンジャーとともに重要な役割を果たすものであるため、それらの活用を含め様々な形態の住民との連携・協働を行っていくべきである。</u></p> <p>河川レンジャーが活動する琵琶湖・淀川水系の河川や湖沼は、それぞれ河川の個性や地域の特性が多様であるため、その呼称を含め、地域の個性や特性を反映したある程度自由な活動のあり方を許容する配慮が必要である。<u>地域文化を伝承する学校の役割や、地域特有の経験を伝承する地域住民、自然環境と直接対峙する農林漁業者の役割なども十分反映されるよう要望したい。</u></p>	倉田
p.2 9行	<p>なお、広大な琵琶湖を擁する滋賀県では、河川レンジャーの活動拠点として挙げられているのは「水のめぐみ館」のみであり、将来は湖北と湖西、湖東地域にも必要である。木津川、猪名川流域においても河川レンジャーの検討・試行を進めるべきである。</p> <p><u>さらに、条件が許せば、住民生活に密着したより小さな領域（たとえば小学校区など）毎に河川レンジャーの活動拠点をつくり、既存の住民組織などと連携を深める手法も求めたい。</u></p> <p>委員会はこれらの課題について住民参加部会の意見として別に提案する。</p>	嘉田
(3)自治体、他省庁との連携		
p.2 10行	<p>(3-2) <u>住民、関係団体、自治体、他省庁との連携課題</u></p> <p>河川整備計画の実施に当たっては、その総合性、連続性に鑑み、とくにつぎの点などにおいて<u>住民、関係団体、自治体や、他省庁と十分な情報共有を図り、相互に連携、協働して統合的に取り組むことが重要である。</u></p> <p><理由></p> <p>これら省庁間の垣根を越えた課題は、自治体や他省庁との連携では解決不可能で、住民参加が鍵を握っているため。</p>	村上
2 河川環境		
p.3 1行	<p><意見></p> <p>琵琶湖および流入河川を含めた環境の保全・回復等について、「基礎原案」ではごく一部しか検討対象になっていたため、その旨を追加してください。</p>	倉田
p.3 9行	<p>なお、「多自然型川づくり」については局所的、画一的、人工的などと批判されている面がある。「人が川をつくる」という姿勢から「川が川をつくる」という原点に戻ってこれまでの「川づくり」を再評価し、改善すべきは英断を以って取り組むべきである。</p>	松岡

頁	意見	委員名 (敬称略)
	<p><コメント></p> <p>「川が川をつくる」の部分ですがもう少し、単純ですが前文から「自然が川をつくる」に変えたらおかしいでしょうか。</p>	
p.3 14行	<p>「基礎原案」では、淀川本川に関する事業のうち、とくに河川環境の面については全体として現状の問題点をよくとらえており、「生態系」の回復に努めようとする河川管理者の積極的な姿勢が見られるが、琵琶湖とそれへの流入河川、桂川・木津川など他の部分については極めて不十分である。さらに歩を進め、指定区間外(大臣管理区間)のみにとどまらず、流域の視野で連続的かつ時系列的に「河川形状」の改善、修復、再生などに取り組んでほしい。少なくとも「検討事項」として早急に「原案」に記載すべきである。</p> <p><理由></p> <p>河川環境に関して「実施」とされているものが淀川本川に限られていることは、従来の取り組みの状況から見て止むを得ないが、検討に入っている項目が他の部分において少ないのは、極めて遺憾である。この点は何度も、全体委員会でも論じられているところであり、その意を記す必要がある。</p>	川那部
2.1 河川形状		
p.3 21行	<p><意見></p> <p>「基礎原案」5.2.1(3)「湖と河川や陸域との連続性の確保と修復」に対応する意見を、この部分についての琵琶湖部会での意見をもとに追記して下さい。</p>	倉田
(1)横断方向の河川形状の修復		
p.3 22行	<p><意見></p> <p>「琵琶湖流域では、草津川も検討の対象とすべきである。」を追加して下さい。</p>	倉田
(2)縦断方向の河川形状の修復		
p.4 25行	<p>堰・落差工は生物の遡上・降下のみならず上流側に湛水水域をつくり、下流側に瀬切れを生じさせる原因となっている。(下線部修正)</p>	倉田
p.5 9行	<p>以上の観点から「基礎原案」に示された実施・検討の区分をみると概ね妥当と考えられる。今後さらに歩をすすめ、本川に流入する支川、水路との連続性を回復し、多様な生息環境を確保すべきである。</p> <p><u>このほか、例えば、琵琶湖については野洲川の落差工だけではなく流入する河川にさかのぼって水系全体で考えることが必要である。</u></p>	倉田
2.2 水位		
(1)淀川大堰における水位操作の試行		
(2)瀬田川洗堰における水位操作の検討		
p.5 下から 11行	<p>(2)「瀬田川洗堰における水位操作の検討」及び「琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策の検討」</p> <p>琵琶湖および河川の環境・生態系の保全は、流域全体の水需要、水量、水質等</p>	倉田

頁	意見	委員名 (敬称略)
	<p>を視野に入れた総合的な視点で検討する必要がある。その一方で、「提言」は、水位の制御についてはダムに頼らず、その変動をできる限り自然な形に戻すべきであると主張している。</p> <p>従って、琵琶湖の水位については、水位操作の見直しが最優先で検討されるべきであるが、操作の見直しにあたっては、琵琶湖周辺の浸水被害の防止や下流地域の利水に深く関係するため、様々な利害関係者の連携と合意形成の基礎となる科学的データの収集が不可欠である。また、川と湖本来の水位変動や攪乱は、健全な水循環のもとで行われるべきであり、流域全体の水循環の様相を調査把握した上で瀬切れ等の解決策を検討することが望まれる。</p> <p>「基礎原案」では、瀬田川洗堰の水位操作の見直しを方策の1つとして位置づけている点は提言の主旨に沿っており、是非推進し早期に実現すべきである。しかしながら、丹生ダムからの水供給や放流量の大戸川ダムへの振り替えなどにより琵琶湖の水位を調整するという方策は、短期間で可能であるものの、これまでのハードに頼るやり方と全く変わらない対症療法であり、提言を反映させたものとはいい難い。他の様々な代替案を含めて検討し、可能な限り新規ダムからの水補給に頼らず水位低下を抑制する方策の実現を目指すべきである。その際、琵琶湖周辺地域の土地利用の再検討などダムに頼らない治水対策と湖岸生態系への影響軽減とを同時に実現することが求められる。</p>	
p.5 下から 10行	<p>瀬田川洗堰の水位操作が琵琶湖の生物の生息・生育環境に及ぼす影響は深刻で、今日のような状況になった平成4年の操作規則改訂以前に戻すことも含めて、改善のための検討は不可欠である。</p> <p><コメント> 挿入が望ましい(追加修正)</p>	倉田
p.5 下から 10行	<p>瀬田川洗堰の水位操作が琵琶湖の生物の生息・生育環境に及ぼす影響は深刻で、改善のための検討は不可欠である。</p> <p><意見> この後に、例えば水位斑の以下のような記述を、簡略にして追記すべきである。内容と文章の詳細は作業グループのメンバー(とくに琵琶湖部会の関係者)に委ねる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>琵琶湖および河川の環境、生態系保全是、流域全体に対する視点のもとで検討すべきであり、水位についても水需要や水量、水質等も視野に入れた上で検討する必要がある。</u> ・ <u>ダムからの水供給のみで琵琶湖の水位を調整し、河川の瀬切れを解決するという見直し案は、これまでのハードのみに頼るやり方と全く変わらない対症療法であり、提言を反映させたものとはいい難い。</u> ・ <u>琵琶湖の水位については、水位操作規則の見直しや琵琶湖周辺地域の土地利用の再検討が必要で、そのためには様々な利害関係者の連携と合意形成の基</u> 	川那部

頁	意見	委員名 (敬称略)
	<p><u>礎となる科学的データの収集が不可欠である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>また、川と湖本来の水位変動や攪乱は、健全な水循環のもとで行われるべきであり、流域全体の水循環の様相を調査把握した上で瀬切れ等の解決策を検討することが望まれる。</u> 	
(3) 琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策の検討		
p.5 下から 8行	<p>(3) 琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策の検討湖と陸域および流入河川との連続性と確保と修復</p> <p><u>琵琶湖における水陸移行帯の保全・再生を図るため、湖岸堤の改変、内湖の復活を含む湿地帯の回復、等についての措置について、国土交通省が中心になって他省庁・地方自治体等と検討すること、さらに、琵琶湖とそれに流入する河川・水田等とのあいだの連続性を確保・回復するために必要な措置について、国土交通省が中心になって他省庁・地方自治体等と検討する。</u></p> <p><理由></p> <p>淀川本川の部分に終始しているの、他の河川(湖沼)についての部分を追加する必要がある。内容と文章の詳細は作業グループのメンバー(とくに琵琶湖部会の関係者)に委ねるが、参考のために先に川那部の提出した整備シートに対する意見を繰り返しておく。</p>	川那部
p.5 下から 8行	(3) 琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策の検討 (見出しの削除)	倉田
2.4 水質		
(1) 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討		
p.7 15行	<p>しかし、現在の水質管理体制は、複数の省庁、複数の自治体にまたがり、いわゆる「縦割り行政」の形態をなし、現時点では水質を統合的に管理する体系はない、と言わざるを得ない。河川管理者は、今後10～20年の視野でリバー・オーソリティ方式をモデルとする統合的な流域水管理システムの構築をめざして直ちに研究・検討を開始すべきである。<u>さらに将来的には水質保全だけでなく生態系等を含めた環境保全を目指した協議会に発展するよう検討を望む。</u></p>	倉田
(2) 琵琶湖の水質保全対策		
p.7 18行	<p>「基礎原案」に示された施策はいずれも重要であり、調査の実施が必要である。とくに、琵琶湖北湖の底層の悪化が、<u>短期的・長期的に致命的な影響を及ぼす可能性に鑑み、その緊急かつ集中的な調査は、を滋賀県と連携して総合的な調査を早急に行う必要がある。</u>に実施し、<u>かつ深底部の状態の悪化に寄与すると考えられる事項については、予防原則のもとにそれを強く規制するあらゆる手段を検討することを、強く要請する。</u></p> <p><意見></p> <p>この点は特記して、大いに強調する必要がある。また、河川管理者としての取</p>	川那部

頁	意見	委員名 (敬称略)
	り組みを進めることの必要性を、さらに詳しく書いても良い。詳細は作業グループのメンバー（とくに中村・西野両委員）に委ねる。	
(4)河川の水質保全対策		
2.5 土砂		
p.8 22行	<p>ダムに堆積した土砂を排除しようとする試みは比較的新しく、技術的にも未解明な問題が多いものの、有力なくつかの方法が実用化されており、解決の日はそれほど遠くない。砂防ダムについても堆積土砂を人為的に排出したり、透過型のものが開発され、実用に供されたものもある。このような状況のなかで「総合土砂管理」方策の検討を取り上げたことは時宜を得たものであり、成果に期待する。なお、今後整備する河川施設についても、総合土砂管理の観点から設計を行うことを求める。(最終行に追加)</p> <p><コメント> 敢えて入れる必要がなければ結構です</p>	村上
2.6 生態系		
p.8~9 下から 11行	<p><意見> この部分も、淀川本川に重点がおかれているので、他の河川(湖沼)についての部分を追加する必要がある。内容と文章の詳細は作業グループのメンバー(とくに琵琶湖部会の関係者)に委ねる。</p>	川那部
(2)淀川水系における生物の生息・生育環境を脅かす外来種の対策を推進		
p.9 18行	<p>在来水生動物の捕食者であるオオクチバス、ブルーギルが淀川水系の全ての水域に侵入・繁殖し在来生物にとって大きな脅威になっているのをはじめ、さまざまな外来の動植物が淀川水系の河川生態系を大きく改変している。</p> <p><理由> 外来魚しかクローズアップしないのでは不十分。</p>	村上
p.9 下から 10行	<p>整備内容シートに示された「外来種」は「外来魚」の意味と思われ、「<u>魚食性外来魚</u>」とするべきである。</p> <p><コメント> 挿入が望ましい(挿入修正)</p>	倉田
3 治水・防災		
3.1 洪水		
(2)浸水被害の軽減		
2)琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減		
p.14 7行	<p>(最終行に追加) 本事業に関連した宇治川の河川改修では河川管理者に対する説明不足の不満が住民から発生していることに鑑み、事業を推進するにあたって河川管理者は、<u>河川管理者と住民との積極的な対話および、琵琶湖沿岸住民と下流住民の対話促進に鋭意努力すべきである。</u></p>	村上

頁	意見	委員名 (敬称略)
(3)一連区間整備の完成等		
p.14 10行	<p>これまで進められてきた一連区間のうち、ごく一部の区間のみが未整備のものについて事業を継続実施して完成させようとするものであり、その内容は概ね妥当である。</p> <p>「基礎原案」に示された事業のうち、—大津放水路の第2期工事については中長期的課題として検討を続け、—阪神電鉄西大阪線橋梁の改築時期については河川整備の進捗状況だけでなく社会基盤の整備という観点から総合的に判断することが望まれる。</p> <p>これら のうち、橋梁の工事に関しては許認可工事であり、京都府・市、大阪府・市が実際には施工するもので、ややもすると環境調査等モニタリングが十分になされていないことがある。河川管理者は自治体と十分協議し連携すべきである。</p> <p><理由></p> <p>基礎原案で「実施」は元より「検討」としても位置づけられていない大津放水路の第2期工事について、わざわざ触れる必要は全くない。全体委員会で議論されたことは全くないと記憶するし、琵琶湖部会では前回はじめて少し議論があったが、反対の意見も提出され、全体としては「書かない」意見が強かったと記憶する。「社会基盤の整備という観点から」見れば、他にも多くの問題があり、これだけの特記する理由は何もないと考える。少なくとも、議論の進んでいないものについて、現段階で挿入するのは全く理解できず、反対である。また、阪神電鉄西大阪線橋梁についても、全体委員会で大きく議論されたことはなかったと考えられるうえに、基礎原案では「改築時期を検討する」となっており、わざわざ書く理由はない。</p>	川那部
4 利水		
5 利用		
5.1 水面		
p.16 10行	<p><意見></p> <p>「かけがえのない古代湖であり、飲料水などのため多くの人々が利用する琵琶湖では限られた水面利用に限定すべき」ことを追記して下さい。</p>	倉田
5.2 河川敷		
p.16 23行	<p><意見></p> <p>琵琶湖の湖辺域、プラスチック、ルアー等についても寺川委員の意見をもとに追記して下さい。</p>	倉田
5.3 舟運		
p.17 13行	<p>・・・淀川上流の流水域は、浅瀬が存在し、航路を確保・維持するためには大規模な河床掘削や多数の水制工設置など不自然で人工的な整備が検討されている。河川の連続性の保全に照らした環境アセスメントの実施とその公開を求め</p>	村上

頁	意見	委員名 (敬称略)
	る。すでに淀川舟運整備協議会、淀川大堰閘門検討委員会が・・・	
5.4 漁業		
p.17 19行	<p>「基礎原案」に言う「河川環境を保全再生し、結果として水産資源の保護・回復につなげる」という基本方針に賛成する。</p> <p><意見></p> <p>なかなか難しくわからないように思います。「結果として水産資源の保護・回復につなげる」とあるが、これは整備シートからだと思いますが、「保護につなげる」とあるがこれはいけません。決め手になりませんし、あやふやになります。水産資源の「保護」ではなく「再生産」にしてはどうですか。</p> <p>つまり、それぞれの生物や魚が再生産するまでいかないと漁業の存続も成り立たないし、環境も大きくもどせないと思います。また、あらゆることをして改善しないと保全・回復はできないし、その方向性を書いてほしいです。</p>	松岡
p.17 下から 8行	<p>内水面漁業者も、アユなど経済魚種のみを対象とするこれまでの考え方から、当該河川の本来の多様な魚類・甲殻類・貝類など生態系保全・生物多様性の視点に立って、持続的漁業を目指すべきである。</p> <p><u>そのため、琵琶湖の再生・復元を図れるように、距岸2~3kmの湖棚部(表層から水深10数mまでの湖棚)に2~3mのヘドロが堆積しているのを除去(洗浄)するために、10年前(平成4年以前)の自然な湖流に戻すことを急ぐことは必須である。</u></p> <p><コメント></p> <p>改行して追加挿入をすべし(追加修正) 是非と望む。</p> <p>(註、原文のままだと「河川環境の保全再生を図る」とのみ書かれ、「方針」ではありえても「整備内容」とは言えないから・・・)</p>	倉田
6 維持管理		
(2)許可工作物の適正な管理		
p.18 15行	<p>b)すでに役割を果たし終えて放置されているものは速やかに、地域住民等の確認をとった上で、撤去すべきである。</p> <p><理由></p> <p>このような機会に、住民が河川や河川施設に対して抱いている感情を知ることができる。また、河川管理は住民と対話しながら行うのだという河川管理者の姿勢を示すことにもなる。</p>	村上
(3)河川区域の管理		
2)安全利用のための対応		
p.18 最終行	<p>河川敷へのアクセスのバリアフリー化に際しては、河川の生態系保全、自然再生の見地から過度の整備は差し控えるべきである。<u>目標達成にかなう範囲内で行うべきである。</u></p>	村上
7 ダム		

頁	意見	委員名 (敬称略)
7.1 既設ダム		
p.19 2行	<p>既設ダムの検討に当たっては、直轄事業によるものだけでなく、他省庁・地方自治体や企業のものをも含め、流域一貫の理念にしたがって行なう必要がある。</p> <p><理由></p> <p>流域一貫の理念にもとづき、少なくともこの項目においては、繰り返して述べておく必要がある。</p>	川那部
(4)生物の生息・生育実態調査の定期的実施		
p.19 最終行	<p>(最終行に追加)</p> <p>住民団体や教育機関等による調査の充実や、その情報の活用に向けた方策が必要である。</p>	村上
7.2 各ダムの調査検討内容		
p.21 ~ 24	<p>(全ダムに関して)</p> <p>最終行の記述は、「これらの検討課題の結果をみて判断する」旨で統一するのが当然と思います。</p> <p>例えば、「計画の見直しにあたっては、以上の疑問や課題すべてに明確な回答を示すことを求める。」等。</p> <p>また、(4)丹生ダムの最終3行では、結論を早く出すことを求めています。これはどのダムにも共通して言えることなので、上記の点と併せて、「7.2 各ダムの調査検討内容」の冒頭に以下の内容の記述をはいかがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ダムの説明において、疑問点や納得できない点が多々ある。これらを検討した上で結論を出されたい。 ・地元地域への負担を減らすためにも、早急に調査・検討の結果を示すことを求める。 	村上
p.21 ~ 24	<p><意見></p> <p>各ダムに付いて「検討内容」を明示することはたいへん良いが、結果を先取りしたように読み取れる文章は、取りやめたほうが良い。特に、各ダムについての最後の節は、統一的に記載しておくことが現段階では絶対に必要である。</p>	川那部
(4)丹生ダム		
p.23 6行	<p>さらに、これらが生態系に及ぼす影響をどれだけ軽減できるかが不明である。</p> <p>また、補給するダムの貯留水は、補給する時期には富栄養化している確率が高く、水質面からも十分な検証が必要である。</p>	倉田
p.23 18行	<p>「提言」では、自然環境に及ぼす影響が大きいなどのため、「ダムは原則として建設しない」とされた。上述のように、有効性に問題があり、代替の可能性の大きい丹生ダムについては、環境面からも抜本的な見直しが必要であると考えられる。</p> <p><理由></p>	村上

頁	意見	委員名 (敬称略)
	ここにこの記述のある意図が不明。	
p.23 22行	<p>一方、丹生ダムの目的を代替する案として、琵琶湖の環境に関連する事項については洗堰の操作の見直し、異常湧水については利水者の節水、姉川・高時川の環境については農業用水との調整、姉川・高時川の洪水については堤防補強などの河川対応と警戒・避難などの流域対応の併用など各種の代替案が考えられる。</p> <p><u>また、丹生ダムの建設でとくに懸念されるのは環境への、建設地の生態系の破壊、水質の悪化、特に、琵琶湖の生態系への不可逆的影響である。「提言」では、・・・</u></p> <p><理由></p> <p>「環境」という漠然とした書き方よりも、具体的な課題を書かないと検討対象が不明確になると同時に、建設推進を求める住民からは「環境」に対する無益な嫌悪感を助長する。</p>	村上

意見の末尾に 印が付いているものは、琵琶湖部会とりまとめリーダーの中村委員から琵琶湖部会委員へ意見照会を行った際の意見を修正し、委員会とりまとめへの意見として掲載したものです。